

保護者の主体的な学びを支える家庭教育支援 ～岐阜県の家庭教育支援施策～

長屋メイ子¹⁾・益川浩一²⁾

¹⁾ 岐阜県環境生活部環境生活政策課（〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1）

²⁾ 岐阜大学地域協学センター（〒501-1193 岐阜市柳戸1-1）

1. 岐阜県の家庭教育支援施策とその状況

1.1. 家庭教育支援

家庭教育については、教育基本法に「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有する（第10条）」と規定されており、「国や地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつも、家庭教育支援を講ずるべきであるとされている。家庭教育は各家庭で行われるべきものであるが、行政が全く関与しないということではないということを端的に表している。

また、「岐阜県家庭教育支援条例」の前文においては、「各家庭が家庭教育に自主的に取り組むことができる環境整備に努めるとともに、家庭教育を地域全体で応援する社会的気運を醸成する」とされている。

さらに、第4条では、県の責務として「家庭教育の支援を目的とした体制を整備するとともに、家庭教育支援施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する」とされている。しかしながら、家庭教育というプライベートな領域に対して働きかけるといふ、県のスタンスの難しさがある。あくまでも、保護者の自主的な学びにつながる支援であるということである。

岐阜県では、これまで様々な家庭教育支援施策を行ってきた。成果が見えづらい分野ではあるが、毎年、小・中学校や園、市町村を対象に調査を実施しその結果から成果や課題を読み取り、今後の施策に生かすこととしている。

1.2. 家庭教育学級

県が実施する様々な家庭教育支援の中で、岐阜県内すべての公立小・中学校で行われるようになった「家庭教育学級」に対して、どのような支援を行ってきたかについて述べる。

家庭教育学級とは、家庭教育について、保護者の学びを支援するために、学校や園等で開催するものであり、保護者と教職員が協力して行われている。

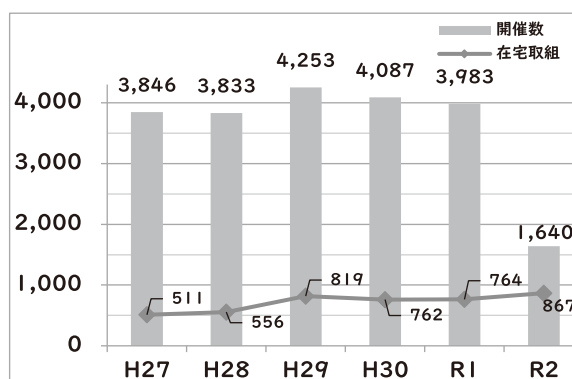
その内容は、家庭教育に関する講演会、悩みなどを語り合う子育てサロン、料理やヨガなどの体験活動、家庭の約束を決めて在宅で取り組む活動など、多種多様である。

また、コロナ禍においては、参集型で開催することができない状況から、オンライン開催による

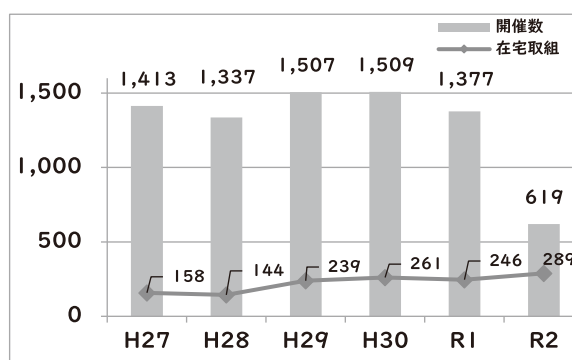
工夫が見られたり、学校が休業中でも取り組むことができ、すべての保護者の参加が期待できる、在宅で取り組む活動が企画されたりしている。

【図1】は、公立小学校における家庭教育学級（以下、「学級」と呼ぶ）の開催数とその中の在宅取組数を示している。新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、令和元年度から2年度にかけて、開催数が激減している。それに対して、在宅取組数は増加しており、学級の企画運営者の努力により、個々の自宅で取り組むことのできる学級にシフトしたものと考えられる。全体の約半数を占めているのも、例年には見られない状況である。

【図2】は、公立中学校の推移を示している。小学校と同様の傾向が見て取ることができる。



【図1】公立小学校の家庭教育学級
出所：岐阜県各種統計資料を基に作成



【図2】公立中学校の家庭教育学級
出所：岐阜県各種統計資料を基に作成

岐阜県の家庭教育学級の始まりは、昭和30年代から40年代にまで遡る¹⁾。文部省（当時）は昭和39年度から、市町村が開設する家庭教育学級に対し助成を行い、家庭教育学級の開設を奨励

した。岐阜県においても、文部省のこうした家庭教育学級開設奨励策を受け、昭和 39 年度から学級開設が進められていった。

また、当初は、市町村が開催していた家庭教育学級であったが、対象を小学生の両親としたものが多く、昭和 42 年度には、小学校の PTA との連携によって開設・運営がなされていた。

こうした家庭教育学級開設をめぐる経緯が、今日、各小・中学校や園等で、保護者や学校担当者が中心となって行われるようになった所以であると思われる。

1.3. 家庭教育学級リーダー研修会

また、昭和 39 年度から、「家庭教育研究大会」が県内 5 ブロックに分けた 5 会場で開催されており、学級の企画・運営を担当する者の参加が多かったという²⁾。

これがまさに、現在、6 地区で開催されている「家庭教育学級リーダー研修会」（以下、「リーダー研修会」と呼ぶ）のルーツであると考えられる。

学校や園では、PTA 組織の中の「母親委員会」「成人委員会」「家庭教育委員会」等が、「家庭教育学級」として、保護者に親としての学びや親子の触れ合う機会を提供しているが、こうした学級の企画・運営を担っている保護者（役員）や学校担当者（教頭等）を対象に開催されているのがリーダー研修会である。

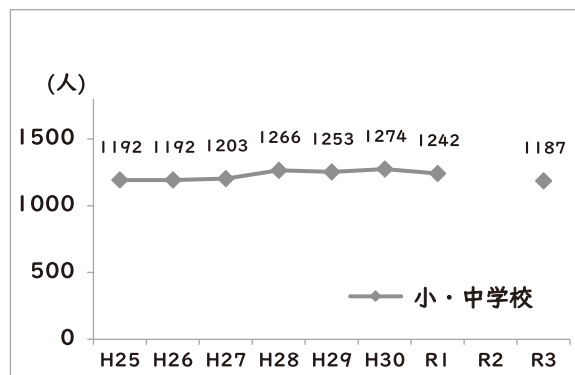
担当の保護者は、1 年で交代することが多く、前任者からの引き継ぎはされていても、戸惑いや不安は大きい。そのような保護者が、学級をイメージし、進め方を知り、意欲的に取り組むことができるような支援をしている。そのため、計画を修正できる、また、新たな企画を取り入れることができる、年度当初の 4～5 月に開催されている。具体的な他校の取組を知る実践報告や、企画・運営するうえで課題だと思われる、募集チラシ、講師依頼文、資料や取組カード、まとめ方など、すぐに活用することができる内容や方法を提供している。

【図 3】は、公立小・中学校対象のリーダー研修会の参加人数である。平成 25 年度よりほぼ横ばい状態となっている。

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で参集を中止し、書面開催に切り替えたので正確な参加者数を把握することができないが、令和 3 年度は、前年度中にオンライン開催することを決定し準備を進め、開催することができた。

これまでは、会場の収容人数の関係で、各校学校担当者 1 名と保護者 1 名の 2 名の参加が基本であったが、オンライン開催としたことで、保護者が複数名で参加するところもあり、これまでよ

り幅広く研修内容を共有することができ、うれしい誤算となった。



【図 3】公立小・中学校のリーダー研修会参加人数
出所：岐阜県各種統計資料を基に作成

【図 3】の令和元年度までの横ばいとなっている参加者数の推移については、例えば、令和元年度の岐阜県内公立小・中学校の数は 556 校なので、2 名ずつの参加とすると 1,112 名となり、これに市町村担当者等の参加を加えたとしても、ほぼ全ての学校から参加していると推察することができる。学校数が減少している中で、今後も大きく増加することはないと考えられる。

リーダー研修会自体、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を境に変わりつつある。オンライン開催による学校や自宅での参加について、肯定的な意見が多かった。会場までの移動の時間が不要であること、気楽に参加でき、学校担当の教頭先生と相談しながら視聴できることなどが、考えられる。

しかし、一方で、コロナ禍以前の開催方法で大変好評だった、少人数でのグループ交流が実施できなくなり、他校とのネットワークづくりを望む声があることもまた事実である。

令和 4 年度は、期間を決めて研修動画を配信するオンデマンドによる開催や、Web 会議サービスの機能を活用した小グループの交流会の実施等、よりよい方法を求めている開催が求められる。

1.4. 家庭教育学級の参加率

それでは、各学校での家庭教育学級の保護者の参加率はどのような状況であるかについて、示していく。

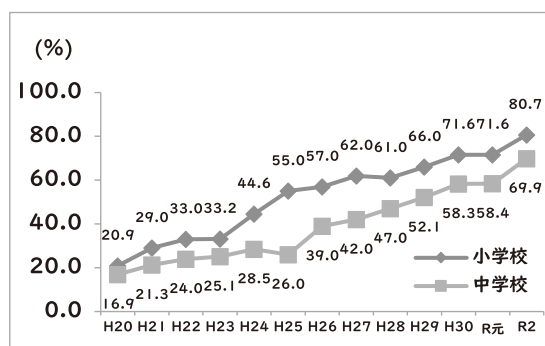
まず、この参加率であるが、毎年県が行っている調査に基づく。算出方法については、母数は、該当する保護者数としており、全保護者対象の場合は全保護者数、定員が決まっている場合は定員数、学年単位で開催される場合は、その学年の全保護者数となる。そして、その母数に対する参加した保護者数の割合を参加率としている。各小・中学校が開催した家庭教育学級すべてにおいて、

報告されている。

平成 20 年、「岐阜県教育ビジョン（岐阜県教育振興基本計画）」における主な施策の目標水準として、この家庭教育学級の参加率が挙げられた。平成 19 年の現況値は、小学校 18.5%、中学校 13.2%で、平成 25 年の目標値は、小・中学校とも 30%とされた。

第 2 次教育ビジョン（平成 26 年）、第 3 次教育ビジョン（平成 31 年）では、目標水準からは外れたが、県の願いであることはもちろんのこと、学校現場で関わる人たちにとっても、「何とか参加者を増やしたい」という思いで継続して実施されている。

【図 4】を見てみると、小・中学校とも参加率は緩やかに右肩上がりで増加している。平成 25 年の数値は、小学校 55.0%、中学校 26.0%であり、小学校での家庭教育学級参加率が目標値を大きく上回っている。年々小・中学校とも参加率は上昇してきており、家庭教育学級に携わった人び



【図 4】 公立小・中学校の家庭教育学級参加率
出所：岐阜県各種統計資料を基に作成

との苦労がしのばれる。

この図を見ていくと、増加の要因と思われる何か所かのポイントがある。

まずは、平成 21 年、この頃から小・中の職員もリーダー研修会に参加するようになった。学校の主たる担当者である教頭の悉皆研修として位置付けられるようになったことも大きい。

次に、平成 24 年、家庭教育学級に関わるすべての者が感じる「参加してほしい保護者に参加してもらえない」という課題に有効である、在宅型の家庭教育学級の推進を強く進めた頃である。

さらに、平成 26 年、県が「家庭教育プログラム（乳幼児期編）」を作成し、その後、27 年に「家庭教育プログラム（小・中学校編）」、28 年に「家庭教育プログラム（次世代編）」と続けて作成しており³⁾、このプログラムを使って行う子育てサロン型の学級は、保護者の悩みや迷いを少しでも解消できる開催方法として推進された。

そして、令和 2 年、【図 1】や【図 2】でも示した通り、家庭教育学級開催数は大きく減少して

いるにも関わらず、参加率は大きく伸びている。各小・中学校の家庭教育学級担当者が、コロナ禍の中でも、また休校中でも、できることを考え、工夫して開催できたものが、在宅取組であったということである。

2. 在宅取組の在り方の変化

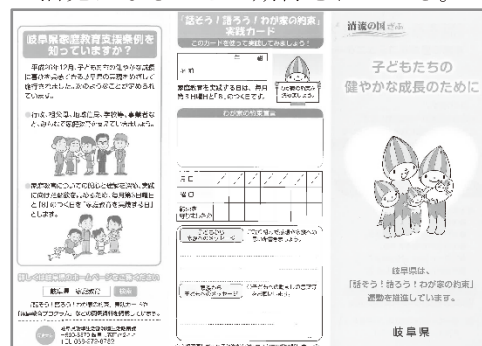
2.1. 「話そう！語ろう！わが家の約束」運動

「岐阜県家庭教育支援条例」第 18 条に、「家庭教育を実践する日」として、毎月第三日曜日の「家庭の日」と「早く家庭に帰る日（8 の付く日）」が位置づいている。

この「家庭教育を実践する日」を具体的な活動につなげるきっかけとして、「話そう！語ろう！わが家の約束」運動（以下、「わが家の約束」運動と呼ぶ）の取組を推進している。

これは、各家庭でわが家の約束やきまりを作り、実践カード等を使って継続して取り組み、取組中、取組後の振り返りを行うというものである。

「わが家の約束」運動のリーフレット（【写真 1】）は、全小・中学校の児童生徒に配付し、各家庭で実践することで家族のコミュニケーションが活発になることが期待されている。



【写真 1】「話そう！語ろう！わが家の約束」運動リーフレット

2.2. ICT を活用した在宅取組型家庭教育学級

コロナ禍以前の在宅取組では、「わが家の約束」運動を中心に、早寝早起き、お手伝い、家庭学習などのテーマで、期間を決め、カードを活用しての取組が多く見られた。

しかし、コロナ禍の影響で、人を集めて行う講演会や体験活動を行うことができなくなり、当初は、各小・中学校の家庭教育学級も停滞していたのであるが、それらについても在宅取組で行うことができないか、という視点で工夫が凝らされ開催が進んだ。例えば、次のような取組である。

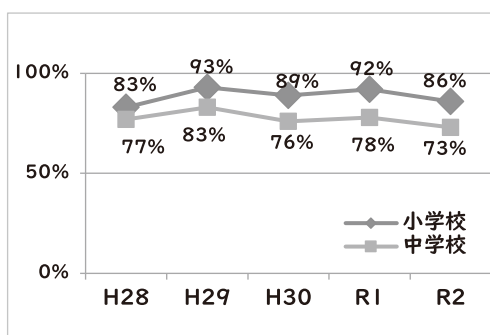
◇「親子クッキング」では、Web 会議サービスで講師と自宅の参加者をつなぎ、作り方を見ながら調理を進める。

- ◇既存の動画（防災・交通安全等）を親子で視聴後、約束やきまりを確認して取り組む。
- ◇「家庭教育プログラム」の資料やカードを学校からタブレット端末に送信し、親子で話し合った内容を画像で返送する。
- ◇マスクケース制作に必要な材料すべてを子どもが持ち帰り、作り方がわかる文書や動画を参考に親子で作る。

これらの例からもわかるように、Web 会議サービスや動画配信の活用により、自宅に居ながらにして体験活動や講座に参加できるのである。コロナ禍での工夫により、在宅取組のバリエーションが広がってきている。

このような実践事例を研修会や家庭教育学級応援通信等で、保護者の学びを止めないよう努力している取組として紹介し、周知が図られている。

「わが家の約束」運動についても、家庭で過ごすことが多いからこそこれまで通り実施され、実施率は微減に留まっている（【図5】）。ICT と組み合わせるなどして実施されており、内容的には深まりを見せている。



【図5】「わが家の約束」運動学校実施率
出所：岐阜県各種統計資料を基に作成

2.3. 北方町の取組

2.3.1. デジタル学校だよりの配信

北方町では、各学校に配備された一人一台タブレットを活用し、町内全小・中学校でデジタル学校だよりを配信している。その通信の記事として、夏休みに入る前に、在宅型家庭教育学級の実施について掲載している。

親子で約束を決めて一緒に取り組む活動として、県が作成した保護者用動画「ゲームと上手につき合うには！～話そう！語ろう！わが家の約束」運動、取組の前に～」

（【写真2】）と、児童生徒用動画「ゲームと上手につき合

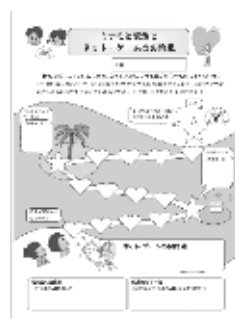


【写真2】保護者用動画

おう！」を提供した。

動画視聴後に親子で話し合い、ルール作りを行ったうえで、カード（【写真3】）を使用し継続して取り組むものである。

これをきっかけに、取組中の親子の会話が生まれ、「時間を意識するようになった」「取組以降も続けたい」などの感想も聞かれ、親子で取り組む家庭教育学級の成果が感じられた。



【写真3】取組カード

2.3.2. 家庭教育プログラムの活用

さらに、北方中学校では、県が作成した「家庭教育プログラム（小・中学校編）」の「家族で防災会議」を使った在宅の家庭教育学級も実施した。

これは、PTA が中心となり行なわれたものであるが、プログラムの資料を使って家族で防災について話し合った。資料は、タブレット端末に送信され、話し合った内容を生徒がワークシートに入力して返信するので、回収やまとめの煩雑さがなく取り組み易さに繋がったと思われる。

タブレット端末は、児童生徒に配付されたものであり、基本的には児童生徒が使用する学びのツールであるが、親子で一緒に取り組むこれらの取組については、在宅の家庭教育学級の今後の広がりが感じられるものである。

3. アウトリーチによる家庭教育支援

各学校で実施されている家庭教育学級の開催支援を行っているのは、先に述べたとおりであるが、その場になかなか足を運ぶことができない保護者もいる。

そこで、国が推進しているアウトリーチ型の家庭教育支援を、県としても進めている。これは、支援が届きにくい家庭への対応として、家庭教育の自主性を尊重しつつ、自宅や学校、企業等に向いて、情報提供や相談対応など、個々の保護者に届ける支援を言う。

先にも述べた在宅の家庭教育学級の取組も、文部科学省の「地域の実情に応じたアウトリーチ型家庭教育支援の取り組み事例」の中で、「多様な手法によるアウトリーチ型家庭教育支援」の一つとして紹介されている。

以下は、県としてできる限り多くの保護者に家庭教育の支援を届けるための取組である。

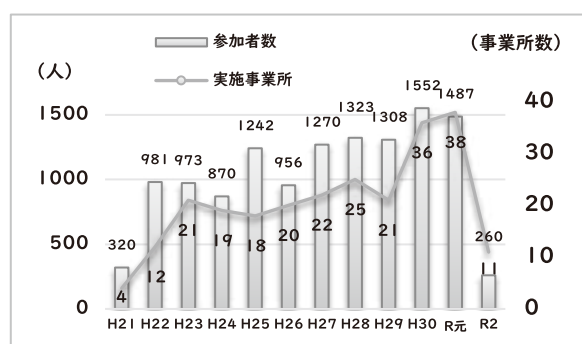
3.1. 企業内家庭教育研修

地域社会全体で子育てを推進するため、また、

学校等で開催される家庭教育学級に参加できない保護者のために、企業内（職場）で家庭教育について学ぶ研修の開催を働きかけている。開催にあたり、企画支援や講師の斡旋や報償費の援助を行っている。

企業経営者が集まる会議等で、開催を勧めるチラシを配布するなどして周知をしたり、県のエクセレント企業認定⁴⁾を受けた企業に直接働きかけたりして、開催数を伸ばしてきた。

【図6】より、令和2年度が激減しているのは新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、企業にとっては研修どころではない状況と、従業員を密な状態に置くことはできないという危惧から、開催を控えたことによる。



【図6】企業内家庭教育研修実施事業所数・参加者数
出所：岐阜県各種統計資料を基に作成

令和3年度は、少人数で行う、オンライン開催にするなど、これまでの研修の在り方以外の開催方法を工夫提供し、開催支援に努めている。

3.2. 新たな学びの開拓と学びの手段の工夫

アウトリーチ型の家庭教育支援で、支援を必要とする保護者に届ける場や手段について検討を重ねている。

園や学校等の家庭教育学級への参加が難しい保護者でも、ほぼ全員が参加するのが乳幼児健康診査や就学時検診である。福祉・保健部局や学校と連携を図りながら、このような場の活用が進められている。

その際、乳幼児健康診査や就学時検診時の待ち時間等に、家庭教育の動画を流したり、親の学びにつながる話をしたりする。

また、これらの動画は、個々の保護者が都合の良いときに、スマホ等で視聴することで学びの提供となることも想定されており、時間や内容について、今後さらにバリエーションを増やしていく方向で考えられている。

4. 今後の方向

このように様々な取組が改善を重ねながら進められてきているが、家庭教育支援の基盤ともな

り得る「家庭教育支援チーム」の構築について、県内全市町村で推進していくことが重要であると考えられる。

「家庭教育支援チーム」とは、家庭教育支援員（家庭教育支援活動の企画・運営や関係機関との連携等を担う人材）が中心となり、多様な人材で構成されたチームを作り、子育てや家庭教育に関する情報提供や相談対応、学習機会の提供等を行うものである。

令和3年度末時点で、国の補助金⁵⁾を活用して支援員を配置しているのが県内6市町で、文部科学省の登録制度⁶⁾によるチームは、7チームとなっている。しかし、実際のところは、家庭教育支援を担う中核的な人材を配置していたり、支援体制が構築されていたりする市町村が半数近くあるのだが、それに該当すると認識されていないところがある。重要なのは、支援を必要とする保護者のために、多様な人材ができることを考え、できるところにつなぐ環境があることである。

このように、保護者に最も近くで寄り添う市町村の支援を行うべく、令和3年度より始めたのが、「家庭教育支援市町村連携会議」と「家庭教育支援員養成・スキルアップ研修会」である。

前者は、家庭教育支援に係る先進事例から学ぶとともに、各市町村の現状や課題を共有し、家庭教育支援の一層の充実を図るものである。

また、後者は、様々な事情を抱える保護者に寄り添ったきめ細かな支援が行えるよう、家庭教育支援活動の企画・運営や関係機関との連携等を担う中核的人材の育成を支援するものである。

これらの取組は、まだスタートしたばかりであるが、真に支援を必要とする保護者が一人でも救われることを願って、現場で奮闘する市町村関係者の支援となればと考えられる。

保護者が家庭教育に主体的に向かい、親としての育ちを実感したり、子どもの成長に喜びを感じたりすることを願いながら、親として必要な情報を提供したり、困ったときに頼ることができる環境づくりの支援を行っていくことが大切だと考えられる。

注

- 1) 益川浩一「地域・自治体・学校における家庭教育学級の開設と活動の展開に関する検討—岐阜県内を事例として—」(岐阜大学地域協学センター編『地域志向学研究』vol.2 2018)
- 2) 同前。
- 3) 「子育てサロン」や「在宅取組」の家庭教育学級の具体的な運営方法をまとめたもの。各テーマごとにワークシート、関連資料、進行

案からなり、誰でも進めることができるように配慮されている。改訂・製本化したものを各学校・園に配付している。

- 4) 岐阜県では、仕事と家庭の両立支援などに取り組む「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の中で、特に優良な取組を行う企業を「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業」として認定している。
- 5) 「学校を核とした地域力強化プラン」の中の地域における家庭教育支援基盤構築事業。
国・県・市町村が各 1/3 ずつ負担。
- 6) 地域の人材を中心に組織し、保護者への家庭教育支援の取組を行う支援チームで、保護者への学びの提供、地域の居場所づくり等、要件を満たしているものに対して登録を認めている。